

令和2年度 新人看護職員研修事業委託仕様書

1 事業目的

本研修事業は、新人看護職員の看護実践能力の基礎形成、看護専門職業人としての責任・役割の理解並びに新人看護職員を支える教育担当者等（研修責任者・教育担当者、実地指導者）の指導力向上を目的としており、県内病院が実施している新人看護職員研修の補助的役割を担っている。また、新人看護職員を支えるため、直接教育に携わる看護職員だけではなく、個々の病院内の全職員が新人看護職員に関心を持ち、皆で育てるという研修体制の構築、組織文化の醸成を目指すものである。

2 委託業務

新人看護職員集合研修及び研修責任者等研修の実施

(1) 実施内容

① 新人看護職員集合研修事業

ア 目的

県内各病院で行う新人看護職員研修を補完するための集合研修を実施することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

県内病院の新人看護職員を対象に、病院で行う新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に沿った新人看護職員研修（看護技術の要素として医療安全の確保、患者及び家族への説明と助言、的確な看護判断と適切な看護技術の必要性の判断等を確認した上で、基本姿勢と態度、技術的側面、管理的側面等を研修項目とし、講義や演習などを組み合わせたもの）を補完する研修を企画・立案し、実施する。

② 研修責任者等研修事業

ア 目的

県内病院の研修責任者、教育担当者又は実地指導者がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力(※)を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

(※) 研修責任者、教育担当者に必要な能力

最適な研修方法を選択して、新人看護職員及び実地指導者に教育的に関わる能力

新人看護職員の臨床実践能力、研修計画などの評価を行う能力

研修計画を円滑に運用できるよう部署管理者や指導者を始め、部署内のスタッフに説明する能力

新人看護職員の臨床実践能力の修得状況、新人看護職員の置かれている状況を把握した上で、実地指導者の指導上の問題を一緒に解決する能力 等

(※) 実地指導者に必要な能力

- 新人看護職員に教育的に関わる能力
- 新人看護職員と適切な関係性を築くコミュニケーション能力
- 新人看護職員の置かれている状況を把握し、一緒に問題を解決する能力
- 新人看護職員研修の個々のプログラムを立案できる能力
- 新人看護職員の臨床実践能力を評価する能力

イ 事業内容

県内病院の新人看護職員研修における研修責任者、教育担当者及び実地指導者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者を対象に、ガイドラインで求められているそれぞれの能力を習得するための研修責任者・教育担当者研修及び実地指導者研修を企画・立案し、実施する。

なお、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。

a 研修責任者・教育担当者研修

- ・新人看護職員研修ガイドラインの考え方
- ・新人看護職員研修体制の構築と運営
- ・新人看護職員研修計画の企画と評価
- ・到達目標の理解と設定
- ・教育に関する知識
- ・課題と解決策の検討
- ・年間教育計画の立案
- ・教育担当者及び実地指導者の役割と育成

b 実地指導者研修

- ・組織の教育システム
- ・新人看護職員の現状
- ・学習に関する基礎知識
- ・メンタルサポート支援
- ・看護技術の指導方法

(2) 実施期間及び定員

① 新人看護職員集合研修 5日間 130名 程度

② a 研修責任者・教育担当者研修 3日間 80名 程度

(3日間のうち1日は、①新人看護職員集合研修のいずれかの日程を聴講する日とし、受講者が新人に対する教育内容を把握することができようにすること。)

b 実地指導者研修 4日間 100名 程度

※受講希望者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(3) 実施体制

- ・研修責任者及び担当者は、新人看護職員が看護技術の要素を獲得できるような研修又は新人教育担当者が院内研修に必要な能力を獲得できるような研修を適切に企画、実施できるよう、看護知識・技術、教育に係る知識、組織マネジメントに係る経歴を有している者を含むものとする。

(4) その他

- ・研修の実施にあたっては、多くの病院等が参加しやすいよう配慮すること。ただし、あらかじめ(2)に定める定員を上回ることが見込まれ、受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生すると判断される場合は、県に協議の上、受講資格や条件などを付すことができるものとする。
- ・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を奈良県に提出すること。

3 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

5 委託料

2, 192千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

内訳) ① 新人看護職員集合研修	1, 024千円
② a 研修責任者・教育担当者研修	479千円
b 実地指導者研修	689千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

6 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物用の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (9) (1) ～ (8) の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。